

付属書B. 「指定再利用促進製品」のエアコンの判断基準省令抜粋

特定の化学物質の管理および含有に関する情報の提供を義務付ける資源有効利用促進法の「指定再利用促進製品」の判断の基準として、エアコンの製造事業者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の抜粋を表B-1に示す。第8条に「含有物質の管理」について、第9条の第2項に「JIS C 0950に基づいた情報提供」について規定されている。

「指定再利用促進製品」の家電製品の他の5品目の判断基準の内容も同様であり、表B-1の製品名（一重下線部）および第1条の部品名（二重下線部）を表B-2の製品名、部品名とすることにより、読み替えることが出来る。

表B-1. 「指定再利用促進製品」のエアコンの判断基準抜粋

(原材料の工夫)

第1条 ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のものを除く。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、筐体その他のユニット形エアコンディショナの部品等（部品又は部材をいう。以下同じ。）への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類数の削減、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難な部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

(構造の工夫)

第2条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化その他の措置により、ユニット形エアコンディショナの処理を容易にするものとする。

(分別のための工夫)

第3条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、重量が100グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うことにより、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

(処理に係る安全性の確保)

第4条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

(安全性等の配慮)

第5条 製造事業者は、前各条に規定する取組によりユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進する際には、ユニット形エアコンディショナの安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

(技術の向上)

第6条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図るものとする。

(事前評価)

第7条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナの設計に際して、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、第1条から第4条までに規定する取組について、あらかじめユニット形エアコンディショナの評価を行うものとする。

2 製造事業者は、前項の評価を行うため、ユニット形エアコンディショナの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

3 製造事業者は、第1項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

(含有物質の管理)

第8条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理するものとする。

(情報の提供)

第9条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナの構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他のユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。

2 製造事業者は、前項のほか、ユニット形エアコンディショナに係る再生資源の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率に関する情報の提供を行うものとする。この場合において、情報の提供は日本工業規格C0950により行うものとする。

(包装材の工夫)

第10条 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を使用するものとする。

2 製造事業者は、ユニット形エアコンディショナに係る包装材の再生資源としての利用を促進するため、ユニット形エアコンディショナに係る包装材について、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が可能な包装材を他の包装材から分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

別表 (第8条、第9条関係)

1	鉛及びその化合物
2	水銀及びその化合物
3	六価クロム化合物
4	カドミウム及びその化合物
5	ポリブロモビフェニル
6	ポリブロモジフェニルエーテル

出典：平成18年(2006年)4月27日経済産業省令第56号「ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の第1章「製造事業者の判断の基準となるべき事項」

表B-2. 「指定再利用促進製品」の品目読替えの製品名、部品名

品目	製品名 (一重下線部)	第1条の部品名 (二重下線部)
テレビ	テレビ受像機	ブラウン管、筐体
冷蔵庫	電気冷蔵庫	断熱材、筐体
洗濯機	電気洗濯機	筐体
電子レンジ	電子レンジ	筐体
衣類乾燥機	衣類乾燥機	筐体